
施設類型ごとの 現状・課題・取組方針等について

目次

1 事業用資産に係る建物 （都市公園及び下水道科学館を除く。）	
1-1 庁舎等	32
1-2 学校	34
1-3 県営住宅	36
2 インフラ資産に係る工作物及び建物 （都市公園及び下水道科学館を含む。）	
2-1 空港	38
2-2 都市公園	40
2-3 下水道	42
2-4 道路	44
2-5 河川	46
2-6 海岸	48
2-7 砂防	50
2-8 港湾	52
2-9 漁港	54
2-10 道路交通法上の工作物	56
3 公営企業の資産	
3-1 水道（企業庁）	58
3-2 工業用水道（企業庁）	60
3-3 病院（病院事業庁）	62
（参考）事業用資産に係る工作物	64

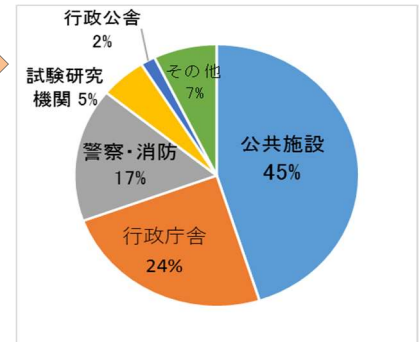
【各ページ共通の注意事項】

- 1 資産内訳表については、端数処理の関係で合計等が合わない場合がある。
- 2 グラフ内に記載された施設名は、その年度に建設された主な施設の例である。
- 3 「2 これまでの取組」「3 国等の動き」については、2021年9月現在で取りまとめた内容である。

1-1 庁舎等（公共施設、行政庁舎、警察・消防、試験研究機関、行政公舎等）

（金額単位：百万円）

資産内訳 （用途区分）	数量 （延床面積）	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比
公共施設	629,810.94	m ²	273,424	155,915	117,509	57.0%	45.2%
行政庁舎	436,428.67	m ²	146,858	102,699	44,158	69.9%	24.3%
警察・消防	329,036.60	m ²	99,655	56,297	43,358	56.5%	16.5%
試験研究機関	129,241.10	m ²	31,768	26,086	5,682	82.1%	5.2%
行政公舎	50,186.99	m ²	10,145	7,985	2,160	78.7%	1.7%
その他※	175,734.52	m ²	43,598	38,389	5,209	88.1%	7.2%
計	1,750,438.82	m ²	605,448	387,371	218,077	64.0%	100.0%



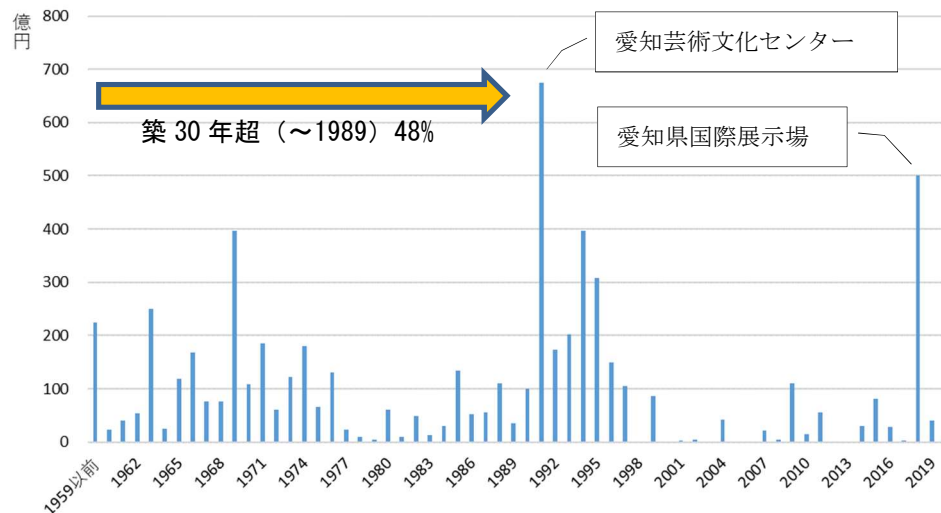
※愛知県公立大学法人の管理する県有施設を含む。

規模（延床面積）	3,000m ² 以上	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	500m ² 以上 1,000m ² 未満	300m ² 以上 500m ² 未満	200m ² 以上 300m ² 未満	100m ² 以上 200m ² 未満	100m ² 未満	総計
棟数	87	211	196	228	163	438	2,802	4,125
（下段：構成比）	(2%)	(5%)	(5%)	(6%)	(4%)	(11%)	(68%)	(100%)
延床面積合計（m ² ）	981,816.81	353,609.95	139,717.95	87,301.33	39,862.59	63,060.47	90,931.77	1,756,300.87
（下段：構成比）	(56%)	(20%)	(8%)	(5%)	(2%)	(4%)	(5%)	(100%)

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で 64.0% となっている。
- 約 5 割が築後 30 年を経過しており、5 年後にはその比率が約 7 割を超過する。
- 1960～70 年代と 1990 年代に大きな山がある。

建築年度別 建物価額（再調達価額ベース）



2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

- 旧耐震基準施設について 2015 年度までに耐震化を完了

(2) 長寿命化計画等の策定

- 「愛知県庁舎等施設長寿命化計画」等を 2020 年度までに策定

(3) その他

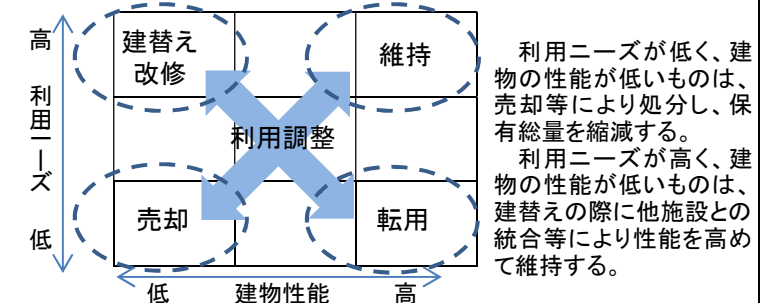
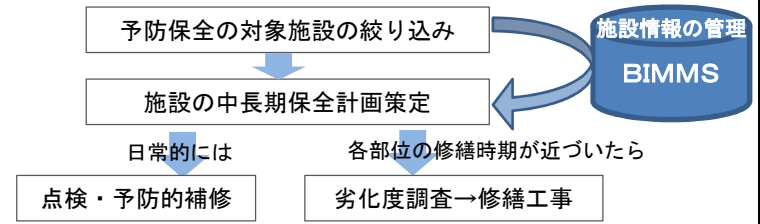
- 累次の行革大綱に基づき施設を集約・廃止（1999 年度以降の公の施設の廃止：106 施設）
- 県有施設利活用・保守管理プログラムにより同一エリア内の複数庁舎を集約化（集約化により 15 施設を廃止）

3 国等の動き

- 総務省が各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請（2012 年 4 月）
- 中長期的な維持管理・更新費の見通しや適正管理に取り組むことによる効果額を示すことを要請（2018 年 2 月）

4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者の専門知識・技術の向上を図る必要がある。 ○ 法定点検以外の点検を統一的に実施するべきである。 ○ 点検結果や補修履歴等を適切に管理・活用する必要がある。 ○ 建物の将来的な活用方針を全庁的な観点から検討する必要がある。 ○ 異常や故障の発生時に補修を重ねて結果的に非効率になっている場合があり、この点を改善する必要がある。
取組方針	<p>点検・診断等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者向け技術研修の実施や相談窓口の設置等により、施設管理者への技術的支援を行う。 ○ 法定点検の対象外施設についても、点検実施に関する基準等を作り、統一的な基準のもとで施設管理者による点検を行う。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。 ○ 施設管理者の点検結果を集約・分析し、必要に応じて技術職員による2次点検を行う。
	<p>維持管理・修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全を行う施設を絞り込み、特に重要な建物については、長期的な利活用方針を定めた上で、BIMMS（保全マネジメントシステム）等を活用して中長期保全計画を策定する（右図参照）。 ○ 全庁的な観点から、修繕・更新の優先度を判断する基準や、建物の整備水準（目標性能水準）等を定める。 ○ 更新等の際には、他施設との統合やPPP/PFIの活用を検討する。
	<p>安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、吊り天井の落下対策等）を、大規模改修等に併せて実施する。 ○ 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を除却する。
	<p>耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「第3次あいち地震対策アクションプラン」等に基づく耐震改修を進める。 ○ 災害拠点施設等の機能維持のための耐震対策を進める。
	<p>長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修を行う。 ○ 建物の構造に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図る。
<p>施設総量の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「県有施設利活用・保守管理プログラム」に基づく集約を進める。 ○ 同プログラムの対象となっていない施設についても、近接庁舎等の将来的な集約化や総合庁舎化等を、継続的に検討する。 ○ 建替時期が到来した建物等については、国・市町村の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討する。 ○ 将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設総量の縮減に取り組む（右図参照）。 	
<p>体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県有施設利活用最適化推進会議を設置し、全庁体制で取組を推進する。（※他の分野の施設も対象） ○ 同推進会議に、庁舎、学校、インフラ、県営住宅の各部会を設置し、諸課題の整理検討を行う。 	



1 - 2 学 校

(金額単位:百万円)

資産内訳 (用途区分)	数量 (延床面積)	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率
学校	2,300,438.56	m ²	397,213	317,983	79,230	80.1%

規模(延床面積)	3,000m ² 以上	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	500m ² 以上 1,000m ² 未満	300m ² 以上 500m ² 未満	200m ² 以上 300m ² 未満	100m ² 以上 200m ² 未満	100m ² 未満	総計
棟数	91	642	505	423	290	824	4,007	6,782
(下段:構成比)	(1%)	(9%)	(7%)	(6%)	(4%)	(12%)	(59%)	(100%)
延床面積合計(m ²)	382,064.28	1,050,207.29	355,674.91	162,455.55	70,545.99	111,427.63	168,062.91	2,300,438.56
(下段:構成比)	(17%)	(46%)	(15%)	(7%)	(3%)	(5%)	(7%)	(100%)

1 現状(固定資産台帳分析結果)

- 減価償却率は平均で 80.1% となっている。
- 約 9 割が築後 30 年を経過している。
- 1960~80 年代前半に集中的に整備されている。



2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

- 旧耐震基準施設の耐震化が完了(2017年10月)
- 体育館の吊り天井の耐震対策が完了(2016年度)
- 武道場等の吊り天井の耐震対策実施(2021年3月31日現在 高校 59.1%、特別支援学校 100%完了)

(2) 長寿命化計画等の策定

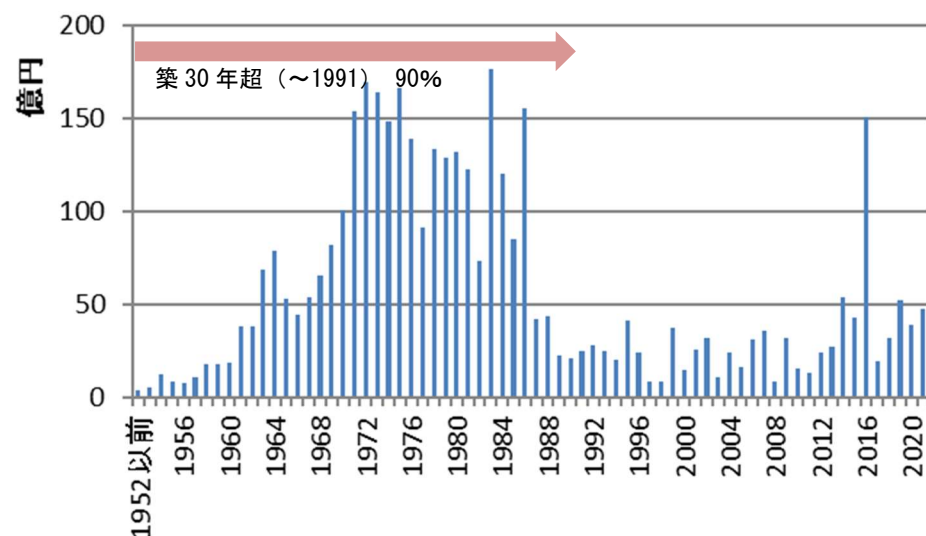
- 「県立学校施設長寿命化計画」を策定(2019年3月)。
- 目標使用年数を80年とし、大規模改造(築30年経過)及び長寿命化改修(築60年経過)を実施



3 国等の動き

- 文部科学省は、「学校施設の長寿命化改修の手引」を各地方自治体に配布。適切な時期に長寿命化改修を実施すれば、コストを抑えながら校舎を **70~80 年使用することが可能**との考えを明示(2014年1月)
- 上記の他、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(2013年8月)、「屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集」(2014年5月)を発行

建築年度別 建物価額(再調達価額ベース)



4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者の専門知識・技術の向上を図る必要がある。 ○ 点検結果や補修履歴等を適切に更新・管理・活用する必要がある。 ○ 長寿命化計画の対象棟が739棟と多く、滞ることなく改修を推進していく必要がある。 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者向けの技術研修の実施や随時相談に応じる等、施設管理者への技術的支援を行う。 ○ 施設保全台帳により、点検・補修履歴を管理・蓄積し、蓄積したデータを施設の保全に活用する。 ○ 施設管理者の点検結果を集約・分析し、必要に応じて技術職員による2次点検を行う。
	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画について、グループ分けによる優先順位に、建物個々の状態を加味した上で計画的な施設保全に取り組む。 ○ 大規模改修だけでなく、計画対象外である小規模建物（200㎡未満）や工作物についても順次修繕を行う。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武道場の吊り天井の落下防止対策について、計画どおり完了するよう取組を進める。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）を、大規模改修等に併せて実施する。 ○ 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を除却する。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第3次あいち地震対策アクションプラン」等に基づく耐震改修を進める。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2019年3月策定の「県立学校施設長寿命化計画」に基づき、順次改修工事を開始する。 ○ 目標使用年数を80年とし、大規模改造（築30年経過）に加え長寿命化改修（築60年経過）を行う。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校における大規模改造工事又は長寿命化改修工事（以下「長寿命化改修等」という。）を実施する際は、改修対象となる建物の直近の使用状況や当該学校を含む近隣地域の生徒数の動向も考慮し、必要に応じて、機能の集約化による改修対象面積の見直しや建物の一部取壊し（減築）の検討も行う。 ○ なお、建て替える際には、当該学校における施設の適正規模を検討の上、施設総量の削減を図るとともに、工期を短縮することで学校運営上の負担を軽減できることから、原則として鉄骨造（S造）により建替えを行う。
	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特になし

1-3 県営住宅

(金額単位：百万円)

資産内訳	数量 (延床面積)	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率
県営住宅	4,050,191.22	m ²	588,300	403,206	185,094	68.5

規模 (延床面積)	3,000m ² 以上	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	500m ² 以上 1,000m ² 未満	300m ² 以上 500m ² 未満	200m ² 以上 300m ² 未満	100m ² 以上 200m ² 未満	100m ² 未満	総計
棟数	356	939	182	33	21	104	3,756	5,391
(下段：構成比)	6.6%	17.4%	3.4%	0.6%	0.4%	1.9%	69.7%	100%
延べ床面積合計 (m ²)	2,061,332.23	1,716,414.47	142,913.19	13,317.57	5,079.15	14,050.55	97,084.06	4,050,191.22
(下段：構成比)	50.9%	42.4%	3.6%	0.3%	0.1%	0.3%	2.4%	100.0%

1 現状 (固定資産台帳分析結果)

- 減価償却率は平均で **68.5%** となっている。
- **約6割が築後30年を経過**しており、10年後には約8割まで増加する。
- **1970年代をピークにその後逡減**している。

2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

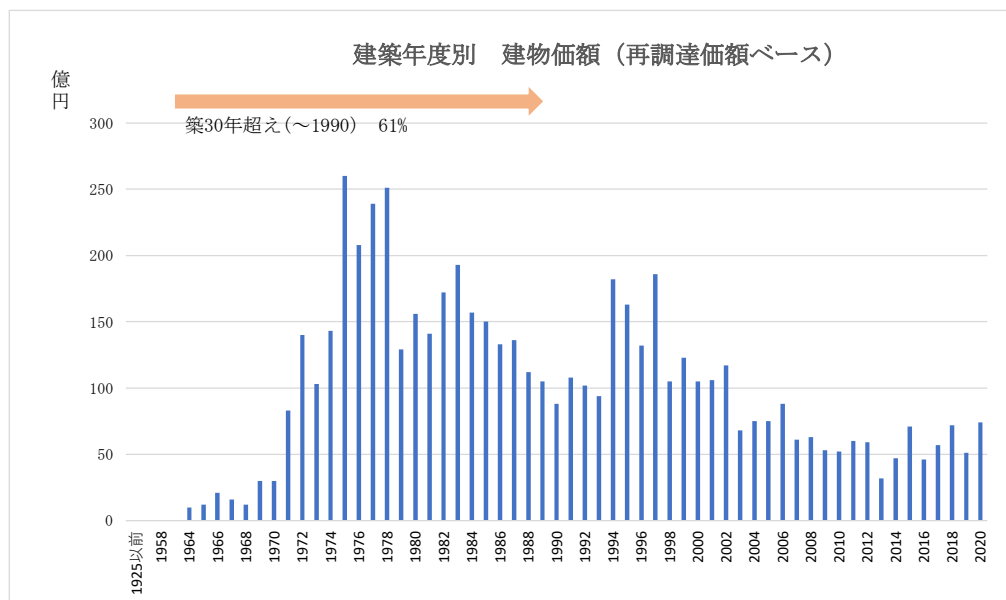
- 旧耐震基準住棟で耐震性が低い1住宅(5棟)については廃止を含め検討中
- その他のものについては耐震化が完了

(2) 長寿命化計画等の策定

- 2009年度に、県営住宅の既存ストックの有効活用と長寿命化を図ることを目的とした「愛知県営住宅長寿命化計画」を策定
2019年度に、「愛知県営住宅長寿命化計画」を改定

3 国等の動き

- 国交省が、「公営住宅等長寿命化計画策定指針」を改定(2016年8月)



4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建替のほか、計画的保全や大規模改修を適切に実施し、長寿命化を図る必要がある。 ○ 将来的な人口減少等の環境変化に合わせた統合や廃止について、地域性を考慮しつつ検討する必要がある。 	
取組方針	断点等 点検・診	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している法定点検、定期パトロール等を、今後も確実に実施する。 ○ 点検・補修履歴の管理・蓄積に関するデータ管理方法の改善に取り組み、施設保全に活用する。
	繕 更新等 維持管理 修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位を設定し、計画的な修繕・更新を行う。 ○ 将来的に必要とされる県営住宅の施設総量を踏まえ、事業量の平準化を図りながら計画的に更新を進める。 ○ 更新について、民間事業者の優れたノウハウを活用し、コストの縮減や事業期間の短縮などを図るため、PFI 手法による建替を積極的に進める。
	確 保 安 全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理開始時期に応じた外壁打診調査を実施し、調査結果に基づき部分補修又は全面改修を行う。 ○ 管理開始時期に応じたベランダ・廊下の手すり改修等を行う。
	耐 震 化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震性能の低い1住宅について、廃止を含め検討を進める。 ○ 躯体の安全性を高め、大規模な地震災害にあった後も継続して使用できるよう、耐震補強や構造スリットの設置などを行う。
	長 寿 命 化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存ストックの耐久性を向上し、耐用年限まで安全に使用できるよう、外壁・屋根等の仕上げ材の改善、設備配管の敷設替えなどを行う。 ○ 建替事業と併用することにより、事業量の平準化を図りながら計画的に進める。
	施 設 総 量 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理戸数を今後30年間（2049年度まで）で現状（2020年3月現在：58,129戸）より1～2割削減することを目標とする。 ○ 老朽化住宅の建替を計画的に進め、良質な住宅に更新するとともに、入居者のニーズに応じた既存ストックの改善を実施することにより、居住環境の向上に取り組む。 ○ 住宅確保要配慮者向けセーフティネット住宅登録制度の活用を行う。
	築 体 制 構	—

2-1 空港

(単位:百万円)

資産内訳	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比	備考
建物及び付属施設	8,602	3,268	5,334	38.0%	47.3%	旅客ターミナル施設(22,932m ²)始め
工作物	9,600	5,563	4,037	57.9%	52.7%	滑走路(2,740m)、誘導路、航空灯火始め
合計	18,202	8,831	9,371	48.5%	100.0%	

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で **48.5%** となっている。
- 2005 年度に国から資産を取得したため、保有する償却資産の多くが中古資産である。



2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

- 舗装の路面性状調査を 3 年に 1 度、舗装の巡回点検を月に 1 度実施
- 国交省航空局が定期的に検査（基本施設を 3 年に 1 度、灯火・無線施設を年 1 回）
- 国管理時代の施設を順次、更新・補修・修繕
- 毎年度、安全管理計画（SMS）を策定し、定期的に達成状況を確認

(2) 長寿命化計画等の策定（2014 年度策定済）



3 国等の動き

- 国交省が「空港内の施設の維持管理等に係る検討委員会」を設置（2012 年 12 月）、同委員会による緊急レビュー取りまとめ（2013 年 3 月）
- 国交省が「空港内の施設の維持管理指針」を改訂（2014 年 3 月）
- 国交省が「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定（2014 年 5 月）

【主な施設の整備年度、再調達価額等】

施設名	整備年度	経過年数 (~R3)	耐用年数	再調達価額 (百万円)	備考
大山川暗渠	昭和 55 年	40	60	663	排水路（大山川）
ターミナル施設	昭和 60 年	35	34	657	鉄骨造、地下 1 階地上 3 階建て
計器着陸装置(ILS)	令和 2 年	1	13	376	航空保安無線施設
受変電設備	平成 21 年	12	15	433	ターミナルビル内

(注) 国から取得した資産の再調達価額については、2005 年度の取得額から算出したものである。

4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検や定期点検等は確実に実施しているが、表面だけでは点検できない部分や目視では点検できない部分がある。 ○ 国が策定した「空港内の施設の維持管理指針」に基づいた維持管理・更新計画に沿って修繕・更新を推進する必要がある。 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している定時点検（毎日及び臨時）、巡回点検（年数回及び緊急時）及び定期点検（1～3年に1回）等を、引き続き確実に実施する。 ○ 滑走路や誘導路の舗装内部の状態を把握するため、解体調査（コア抜き）を定期点検の項目に追加して実施する。 ○ 重要構造物の詳細点検（全体的な打音点検等）を実施する。
	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している路面清掃（滑走路、誘導路、エプロン）、小規模な異常箇所の補修、計画的な更新・修繕等を、引き続き適切に実施する。 ○ 維持管理・更新計画に沿って修繕・更新を実施する。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 愛知県名古屋飛行場空港保安管理規程（セイフティ編）に基づき、引き続き実施する。 ○ 毎年度、安全管理計画（SMS）を策定し、定期的に計画達成状況を確認しており、引き続き実施する。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震診断で対策が必要と判定された施設について、耐震補強工事を実施する。 ○ 滑走路・誘導路・エプロンについては、緊急時に最低限必要な機能を確保できることを耐震診断により確認済みである。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検等により小規模な異常が確認された段階での補修を引き続き実施する。 ○ 詳細な点検結果に基づき重要構造物の補修を実施する。 ○ 維持管理・更新計画に沿って修繕・更新を実施する。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全確保及び施設内用地の有効活用を図る観点から、未利用施設については撤去することを検討する。
	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者制度を引き続き活用し、効率的かつ適切な管理を行っていく。

2-2 都市公園

(金額単位：百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
園路（橋）	16,640	m ²	12,292	6,707	5,584	54.6%	14.1%
運動施設建物	24,364	m ²	11,695	7,045	4,651	60.2%	13.4%
教養施設建物	12,723	m ²	5,264	1,674	3,589	31.8%	6.0%
園路（アスファルト等）	662,199	m ²	5,249	4,933	315	94.0%	6.0%
園路（コンクリート、レンガ、石）	186,237	m ²	4,424	4,175	249	94.4%	5.1%
遊具	826	基	1,209	932	276	77.1%	1.4%
その他	-	-	46,996	34,220	12,776	72.8%	53.9%
計	-	-	87,128	59,687	27,441	68.5%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で **68.5%** であり、特に園路（コンクリート、レンガ、石）の比率が高くなっている。
- **約3割が築後30年を経過**しており、10年後には約6割まで増加する。



2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

- 2009～2011年度に全公園施設の点検、健全度判定を実施
- 2012年度の遊具による負傷事故を受け、**緊急点検**を実施し、再発防止策として点検項目・方法の見直し、定期点検結果及び対応措置の状況の確認、点検の多角的な検証等を実施

(2) 長寿命化計画等の策定

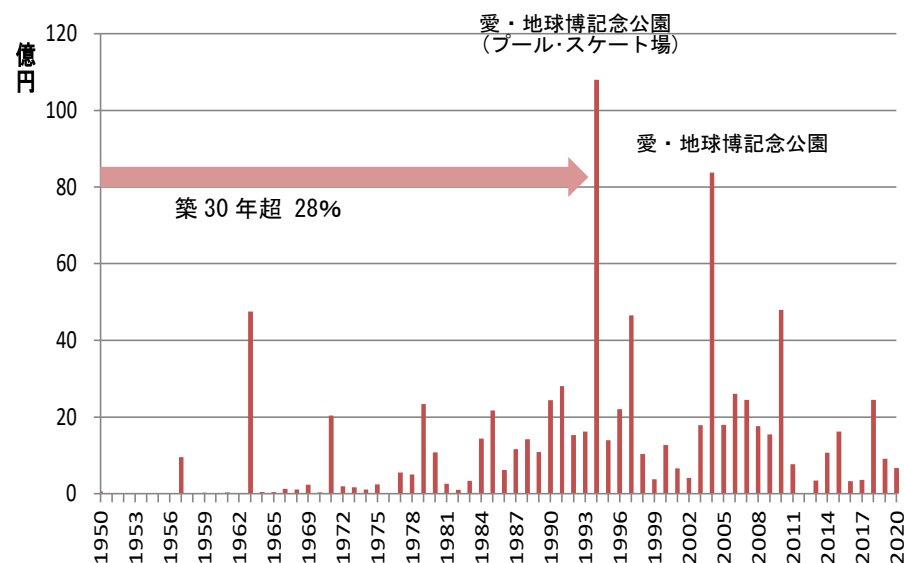
- 2012年度に**全公園を対象とした「愛知県公園施設長寿命化計画」**を策定
- 2019年度に新設公園を加え「愛知県公園施設長寿命化計画」を更新。



3 国等の動き

- 2014年度に公園施設長寿命化対策支援事業を創設。
- 国交省が「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定（2014年5月）
- 国交省が「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を改定（2018年10月）

建設年度別 公園施設価額（再調達価額ベース）



4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2019年度に更新した「愛知県公園施設長寿命化計画」に沿って、補修工事や施設更新を進める必要がある。 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している法定点検（12条点検、電気保安点検、消防設備点検等）及び遊具の定期点検を引き続き確実に実施するとともに、それ以外の点検（工作物、樹木、橋梁）についても定期的実施する。 ○ 点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。
	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知県公園施設長寿命化計画」で定めた各施設の管理区分（予防保全型・事後保全型）に従って、計画的な補修工事や更新を行い、施設の安全確保と長寿命化を図る。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行う。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築年次の古い主要な建物の耐震診断は実施できており、必要な耐震改修工事を実施済み。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「愛知県公園施設長寿命化計画」は2012年度に策定後、2019年度に更新しており、計画に基づき施設更新を進めていく。 ○ 計画的な補修工事により施設の長寿命化を図る。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県として管理すべき意義が薄れている県営都市公園について、市町村への移管を検討する。
	体制構築	—

2-3 下水道

(金額単位：百万円)

資産内訳	数量	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
建物	管渠・ポンプ場・処理場（11流域）の建物	47,620	21,326	26,294	44.8%	6.8%
構築物	管渠・ポンプ場・処理場（11流域）の構築物	430,361	163,068	267,293	37.9%	61.0%
機械及び装置	管渠・ポンプ場・処理場（11流域）の機械及び装置	227,446	151,584	75,862	66.6%	32.2%
計	—	705,427	335,978	369,449	47.6%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で **47.6%** であり、特に耐用年数の短い機械及び装置の比率が高い。
- 約 **1割** が築後 **30年** を経過しており、10年後には約4割まで増加する。



2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

- 保守点検基準に基づき、日常・定期点検を実施
- 点検調査結果に基づき、適切な整備・修繕を実施
- 重要な施設から順次耐震補強工事を実施

(2) 下水道ストックマネジメント支援制度の活用

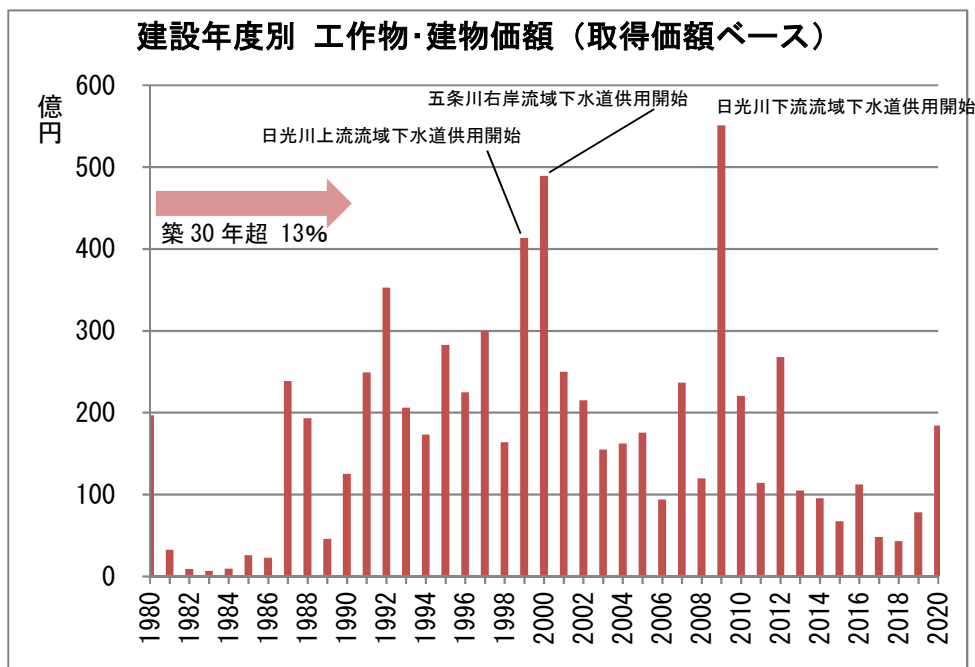
- 国交省が同制度を2016年度に創設したことから、全流域のストックマネジメント計画を作成し、毎年フォローアップを実施
- 同制度を活用し、ストックマネジメント計画に基づき順次改築工事を実施



3 国等の動き

- 国交省が「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」を発刊・公表（2015年11月）
- 国交省が「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン」を発刊・公表（管路施設編：2020年3月、処理場・ポンプ場施設編：2021年3月）

建設年度別 工作物・建物価額（取得価額ベース）



4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路施設の目視点検、定期点検、調査を実施しているが、調査が困難な箇所がある。 ○ 管路施設において、調査結果の劣化が中度の箇所の修繕が進んでいない。 ○ 今後、老朽化する施設が増えていくため、改築費の低減・平準化に加え、事業費の確保が重要である。 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路施設の調査困難箇所の管理方法を検討する。
	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路施設の調査結果の劣化が中度以上の箇所の修繕を順次実施する。 ○ 施設のさらなる長寿命化を図る取組を検討する。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路施設の調査結果の劣化が中度以上の箇所の修繕を順次実施する。 ○ 処理場内の休止施設の利活用もしくは撤去を検討する。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第3次あいち地震対策アクションプラン」に基づき、未対策箇所の耐震工事を実施する。 ○ 施設の耐水化を図る。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土木構造物、建物について、老朽化したものから順次、ストックマネジメント計画で対策を検討し、実施する。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代替性がないため、統廃合の予定はない。 ○ 将来的な人口減少等の環境変化に対応して、施設計画や維持管理体制などの見直しを行う。
	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ さらなる組織力の強化を図る必要があるため、県と指定管理者（(公財)愛知水と緑の公社）の役割分担や民間の活用等、種々の試行と検証を行っていく。

2-4 道路

(金額単位：百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
道路本体構造物	58,073,832	m2	2,948,907	2,267,284	681,622	76.9%	70.0%
橋梁	4,999	橋※	964,637	579,648	384,989	60.1%	22.9%
舗装	34,209,254	m2	135,776	104,171	31,605	76.7%	3.2%
トンネル本体	67	箇所	57,803	22,529	35,275	39.0%	1.4%
歩道橋	433	基	29,753	20,399	9,353	68.6%	0.7%
その他	-	-	78,656	28,141	50,515	35.8%	1.9%
計			4,215,533	3,022,173	1,193,360	71.7%	100%

県管理道路延長	4,621 km
一般国道	825 km
主要地方道	1,322 km
一般県道	2,474 km

※ 橋梁数は、上下線で分離されている場合等は、各々をカウントしている。

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で **71.7%** であり、道路本体構造の比率が高くなっている。
- **約7割が築後30年を経過**しており、10年後には約8割まで増加する。



2 これまでの取り組み

(1) 安全・安心の確保

- 橋梁、トンネル等の7施設については、2014年度より国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による定期点検に着手し、2018年度までに1巡目の点検を終えた。
- 点検の結果、施設の機能に支障が生じる恐れがあり、対応が急がれる施設については、2020年度中に概ね修繕工事を完了させた。

(2) 長寿命化計画等の策定

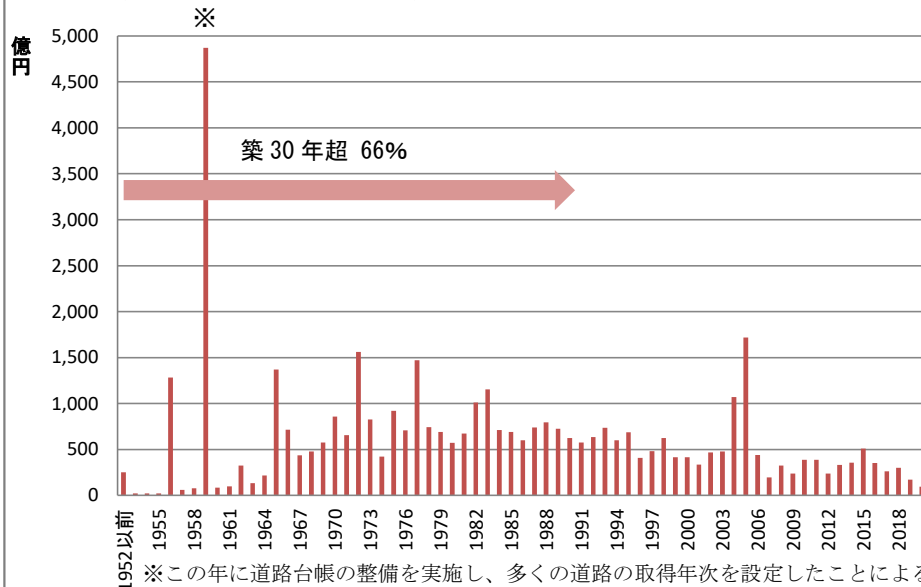
- 2015年に全管理施設を対象とした「**道路構造物長寿命化計画**」を策定（2021年4月改定）



3 国等の動き

- 次回点検までに措置が必要な施設に対し、早急に対策が実施できるよう集中的に支援することを可能とする道路メンテナンス補助事業制度を2020年度に創設
- 道路メンテナンス補助事業制度要綱を2021年度に改正し、事業の実施にあたって新技術の活用を検討を補助要件化
- 持続可能なインフラメンテナンスの実現に向け、第2次の「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を2021年6月に策定

建設年度別 工作物・建物価額（取得価額ベース）



4 課題認識及び取組方針

課題認識	<p>○道路は、日常生活や地域の交流、社会経済活動を支えるとともに、災害時には避難路や物資輸送路などの防災機能をも果たす基幹的交通施設であり、安全かつ円滑な交通の確保が常に求められる。</p> <p>○橋梁、トンネルなど様々な施設からなる道路の機能を維持するには、個々の施設の状態を把握して的確に診断し、適切な対策を行い、施設の機能に支障が生じる前に対策を行う予防保全を前提としたメンテナンスサイクルの確立が重要である。</p>
取組方針	<p>点検・診断等</p> <p>○道路法改正により定期点検が義務化された橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋及び門型標識等については、国が策定した基準等に基づき、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行い、全国共通の統一的な尺度で健全性の診断結果を分類する。</p> <p>○アンダーパス、地下横断歩道など上記以外の施設についても、県独自の基準等に基づき、定期的に点検を行い、健全度を診断する。</p>
	<p>維持管理・修繕・更新等</p> <p>○定期的に点検を実施する全ての道路施設を対象にした道路構造物長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的に道路施設を修繕・更新等を行い、予防保全を前提としたメンテナンスサイクルへの転換を図る。</p>
	<p>安全確保</p> <p>○施設ごとに定めた点検要領に基づき、道路パトロールによる通常点検に加え、点検要領で定めた点検頻度で近接目視による定期点検を行い、各施設の健全性を診断することにより、道路を常に良好な状態に保全し、安全かつ円滑な交通を確保する。</p>
	<p>耐震化</p> <p>○地震発生時においても地震動による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る状態が確保されるよう耐震性能を強化する。</p>
	<p>長寿命化</p> <p>○施設ごとに定めた点検要領に基づき、道路パトロールによる通常点検に加え、点検要領で定めた点検頻度で近接目視による定期点検を行い、各施設の健全性を診断することにより、道路を常に良好な状態に保全し、安全かつ円滑な交通を確保する。【再掲】</p>
	<p>施設総量の適正化</p> <p>○施設の利用状況等に応じた集約化・撤去等により管理する施設数の縮減を目指す。</p>
	<p>体制構築</p> <p>○現在実施している担当者会議や研修を引き続き実施し、さらなる情報共有や知識・技術のレベルアップを図る。</p>

2-5 河川

(金額単位：百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
河川本体構造物	3,696,767	m(片岸)	1,291,657	716,304	575,353	55.5%	85.7%
地下河川	8,756	m	60,235	16,246	43,989	27.0%	4.0%
ポンプ・土木	21	基	39,424	22,260	17,164	56.5%	2.6%
水門樋門・土木	30	基	49,916	35,229	14,687	70.6%	3.3%
ポンプ・電気機械	21	基	27,058	22,759	4,299	84.1%	1.8%
その他	—	—	38,429	20,244	18,185	52.7%	2.6%
計			1,506,718	833,042	673,676	55.3%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で**55.3%**であり、水門樋門・土木、ポンプ・電気機械の比率が高くなっている。
- **約4割が築後30年を経過**しており、10年後には約7割まで増加する。

2 これまでの取組

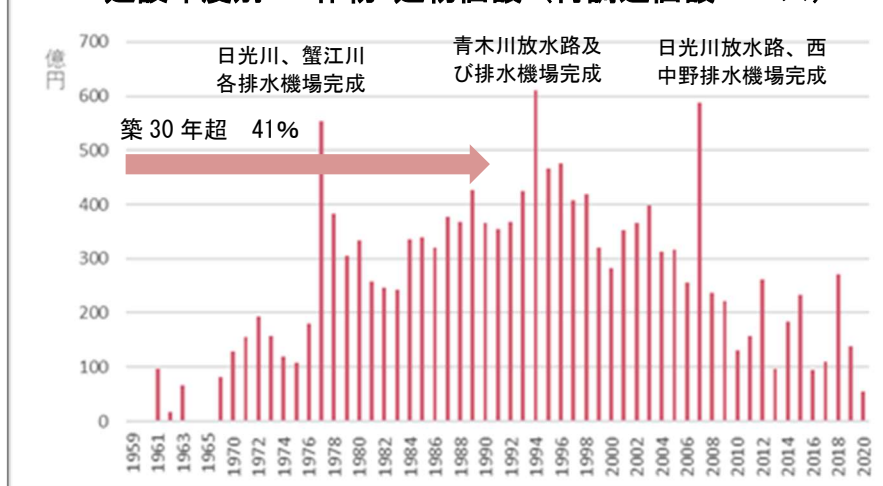
(1) 安全・安心の確保

- 河川は日常の巡視で点検を実施
- 上記のほか、毎年出水期前に当たる冬場、建設事務所職員等が徒歩にて目視点検を実施（より詳細に異常箇所をチェック）し、適宜補修工事等を実施

(2) 長寿命化計画等の策定

- 2020年度までに全排水機場、水門・樋門、ダムに係る長寿命化計画を策定済み（改築する水門樋門は除く）

建設年度別 工作物・建物価額（再調達価額ベース）



3 国等の動き

- 2013年度 河川法が一部改正され、維持・修繕が明文化された。
- 国交省が「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定（2014年5月）
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を重点的・集中的に推進

4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改築計画のある水門樋門等については、改築後長寿命化計画を策定する必要がある。 ○ 策定した長寿命化計画に沿って機器の取替等の対策を進める必要がある。 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している法定点検、定期点検、耐震点検、パトロール等を、今後も確実に実施する。
	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水機場、水門樋門等については、策定した長寿命化計画に基づき維持管理・修繕を行う。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水機場及び水門樋門等については、現在実施している施設の機能確保のための修繕を引き続き実施する。 ○ 河川堤防については、現在実施している堤防護岸の補修、河床の堆積土砂の浚渫、堤防除草等を引き続き実施する。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでに耐震点検及び優先対策区間の耐震対策工事を実施しているが、今後も引き続き耐震対策工事を着実に進める。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水機場、水門樋門等については、策定した長寿命化計画に基づき維持管理・修繕を行う。【再掲】
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川整備計画の中で、堤防が整備されれば廃止と位置付けている水門樋門について、撤去時期を検討し、適切に撤去していく。
	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の組織体制により適切に対応する。

2-6 海岸

(金額単位：百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
堤防	145,766	m	144,737	114,511	30,226	79.1%	40.4%
護岸	123,073	m	97,271	85,833	11,437	88.2%	27.1%
防潮堤	32,919	m	32,570	27,852	4,718	85.5%	9.1%
離岸堤	14,167	m	33,691	29,007	4,683	86.1%	9.4%
水門	19	m	10,672	8,414	2,259	78.8%	3.0%
その他	—	—	39,637	33,829	5,808	85.3%	11.1%
計	—	—	358,578	299,445	59,132	83.5%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で 83.5% であり、護岸の比率が高くなっている。
- 約 7 割が築後 30 年を経過しており、10 年後には約 8 割まで増加する。



2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

- あいち地震対策アクションプラン（第3次）に基づき老朽化対策、耐震対策を重点的に実施

(2) 長寿命化計画等の策定

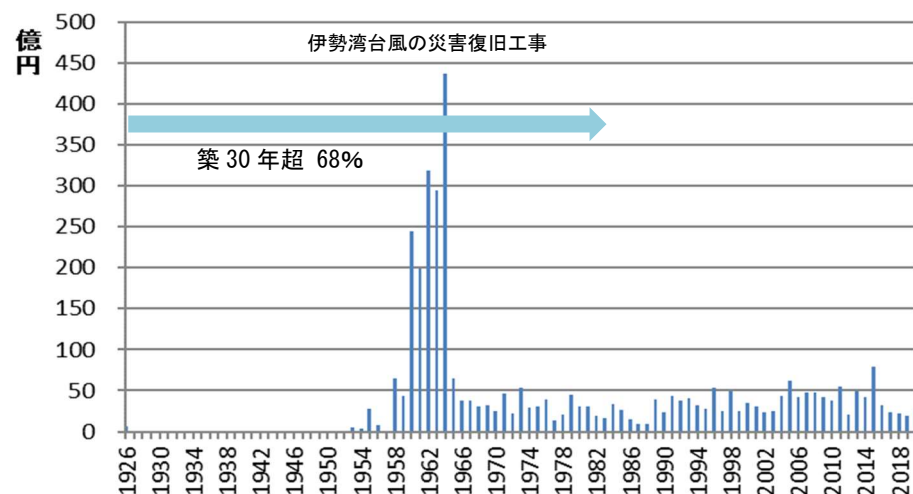
- 2020 年度までに、堤防・護岸、水門等の長寿命化計画を作成済



3 国等の動き

- 国交省が「ライフサイクルマネジメントのための海岸保全施設維持管理マニュアル」を策定（2008 年度）
- 国交省が「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定（2014 年 5 月）
- 国交省が「海岸保全施設維持管理マニュアル」を改訂（2020 年 6 月）

建設年度別 工作物・建物価額（再調達価額ベース）



4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフサイクルコストの低減を図っていく必要がある。 ○ 新技術・新工法を率先的に使用していく必要がある。 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画に基づき、10年サイクルで点検を行う。
	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画に基づき、維持管理を行う
安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、職員による巡視を実施しているが、国の維持管理マニュアルに基づき、重点点検箇所を抽出して巡視を行うなど施設の健全性が効率的に把握できるよう巡視基準の見直しを検討する。
耐震化		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「あいち地震対策アクションプラン」、「あいち社会資本整備方針 2025」に基づき耐震対策を重点的に実施しており、今後も引き続き耐震対策を進める。
長寿命化		<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画に基づき、長寿命化を図る。
施設総量の適正化		<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在進めている陸閘の常時閉鎖や壁体化を、引き続き進める。 ○ 常時閉鎖済みで支障がない箇所について、地域の合意を得て壁体化を進める。
体制構築		<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造物の新設とは異なり、技術集積が十分ではないことから、職員の管理技術の集積・研鑽に努める。 ○ 総合的な点検・巡視が可能な体制の構築に向けた検討を行う。

2-7 砂防

(金額単位：百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
砂防堰堤	3,486	基	193,167	140,658	52,509	72.8%	44.8%
溪流保全工	501,488	m	141,013	93,599	47,413	66.4%	32.7%
急傾斜地崩壊防止施設	565	区域	74,822	35,032	39,791	46.8%	17.3%
護岸工	38,699	m	13,272	5,085	8,187	38.3%	3.1%
地すべり防止施設	23	区域	6,711	2,326	4,385	34.7%	1.6%
その他	—	—	2,420	1,670	750	69.0%	0.6%
計	—	—	431,406	278,371	153,035	64.5%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で**64.5%**であり、砂防堰堤の比率が高くなっている。
- 約**6割**が築後**30年**を経過しており、10年後には約**8割**まで増加する。

2 これまでの取組

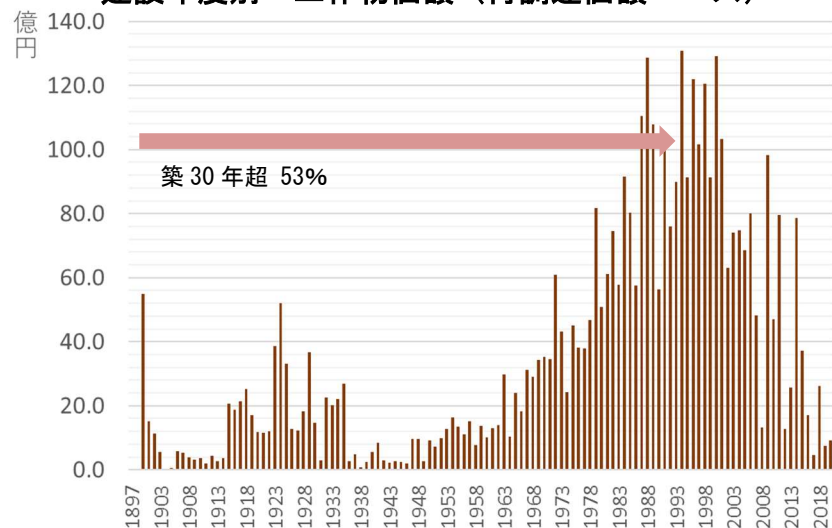
(1) 安全・安心の確保

- 1973年度に「砂防指定地等監視嘱託員業務要領」を策定し、定期的に点検を実施
- 2010年度から**急傾斜地崩壊防止施設の点検**を5箇年で実施
- 2011年度から施設状況及び下流の状況を把握するため「**砂防堰堤現況調査**」を実施
- 2018年度までに管理施設すべての点検を実施し、**健全度評価**を実施。

(2) 長寿命化計画を策定

- 2019年3月までに長寿命化計画を策定済み

建設年度別 工作物価額（再調達価額ベース）



3 国等の動き

- 国交省が「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定（2014年5月）
- 国交省が「砂防関係施設点検要領（案）」を作成（2014年9月）
- 国交省が「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）」を作成（2014年6月）、2019年3月一部改訂され、ライフサイクルコストを考慮した計画への見直しが示された。また、2020年3月の一部改訂において、堰堤の除石管理が追記された。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を重点的・集中的に推進

4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要対策施設の修繕等（事後保全）が完了していないため、予防保全型維持管理に移行できていない。 ○ 事後保全型維持管理と予防保全型維持管理を両立する必要がある。 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な点検及び施設健全度評価を実施のうえ、点検履歴等をデータベース化し、管理・蓄積・活用する。 ○ 職員による点検体制の確保及び委託業務予算の確保
	維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要対策施設（砂防堰堤、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等）の修繕・改築等を実施し、事後保全型維持管理から予防保全型維持管理へ移行する。 ○ 事後保全型維持管理（溪流保全工）と予防保全型維持管理（砂防堰堤、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等）の両立。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により危険性が認められた場合、現地調査や専門家の意見等を聞くなどし、応急対応等を実施。当面の安全性を確保した上で、修繕を実施。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 砂防設備である土堰堤について、耐震診断を実施し、対策が必要となる場合には、耐震対策を進めていく。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画に基づき、要対策施設の修繕・改築等を実施し、事後保全型維持管理から予防保全型維持管理へ移行する。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代替性がないため、統廃合の予定はない。
	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な点検・巡視を実施するための人員不足の解消、点検業務委託等の予算確保 ○ 施設点検用設備（通路、階段等）の設置基準の作成

2-8 港湾

(金額単位：百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
臨港道路	110,450	m	82,572	39,624	42,948	48.0%	25.3%
防波堤	14,560	m	48,254	44,121	4,133	91.4%	14.8%
岸壁	11,159	m	40,619	34,361	6,258	84.6%	12.5%
護岸	36,220	m	31,926	26,399	5,527	82.7%	9.8%
橋梁	6,464	m	25,111	10,569	14,542	42.1%	7.7%
その他	-	-	97,478	71,149	26,329	73.0%	29.9%
計			325,960	226,223	99,737	69.4%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で**69.4%**であり、防波堤、岸壁、護岸の比率が高い。
- **約5割が築後30年を経過**しており、10年後には約6割まで増加する。

2 これまでの取組

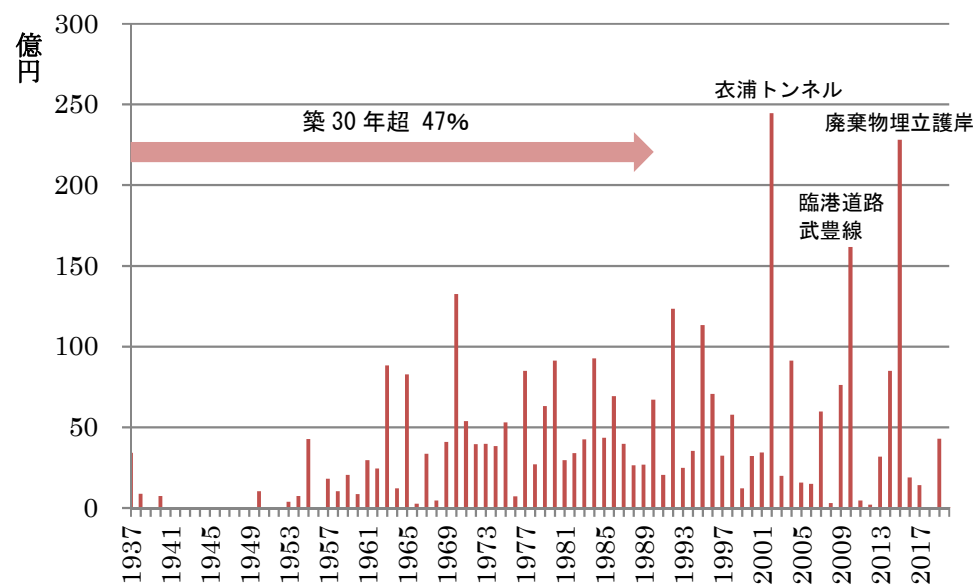
(1) 安全・安心の確保

- 日常点検のほか、5年に1回一般定期点検、10年に1回詳細点検を実施

(2) 長寿命化計画等の策定

- 2020年度までに、**維持管理計画書を策定済み**

建設年度別 工作物・建物価額（再調達価額ベース）



3 国等の動き

- 2013年1月に維持管理・更新の当面の取組等について緊急提言がなされた。
- 国交省が「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定（2014年5月）
- 2021年度より、老朽化対策事業の重点配分の対象事業として、コスト縮減効果などが見込まれる新技術の導入検討が要件化される。

4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 供用区域の巡視は実施しているが、未供用区域の巡視について検討する必要がある。 ○ 膨大な施設の点検や維持補修を行うための人員及び予算不足 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している日常点検、定期点検、詳細点検を、引き続き確実に実施する。 ○ 点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。 ○ 精度向上や効率性、コスト縮減効果などが見込まれる新技術等の導入検討
	維持管理・修繕更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在は事後保全型の維持管理を行っているが、今後は、港内で施設の維持修繕を実施する優先順位付けをした予防保全計画書に基づき計画的な維持修繕を行う。 ○ 精度向上や効率性、コスト縮減効果などが見込まれる新技術等の導入検討
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、主に供用区域については職員による巡視を実施しているが、施設の健全性が効率的に把握できるよう巡視基準の見直しを検討する。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾計画に位置付けられた耐震強化岸壁の整備を、引き続き着実に進めるとともに、未整備の耐震強化岸壁の整備に着手する。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検及び計画的な維持修繕により、施設の長寿命化を図る。 ○ 維持修繕に当たっては、施設の優先順位付けを行う。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の統合・廃止の予定はないが、利用実態の把握に努め、利用実態に応じた統合・廃止を検討する。
	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造物の新設とは異なり、技術集積が十分ではないことから、職員の管理技術の集積・研鑽に努める。 ○ 総合的な点検・巡視が可能な体制の構築に向けた検討を行う。

2-9 漁港

(金額単位：百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
防波堤	14,594	m	22,899	18,689	4,210	81.6%	32.9%
物揚場	12,011	m	10,151	9,121	1,030	89.9%	14.6%
護岸	10,159	m	8,253	7,621	633	92.3%	11.8%
橋梁	1,154	m	6,479	2,744	3,735	42.3%	9.3%
岸壁	5,633	m	7,862	5,887	1,975	74.9%	11.3%
その他	—	—	14,045	11,731	2,314	83.5%	20.2%
計			69,690	55,793	13,897	80.1%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で 80.1% であり、物揚場、護岸の比率が高くなっている。
- 約 6 割が築後 30 年を経過しており、10 年後には約 8 割まで増加する。



2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

- 機能保全計画に基づき、日常点検(随時)・定期点検(1回/年)・異常時点検(地震時など)を実施

(2) 長寿命化計画等の策定

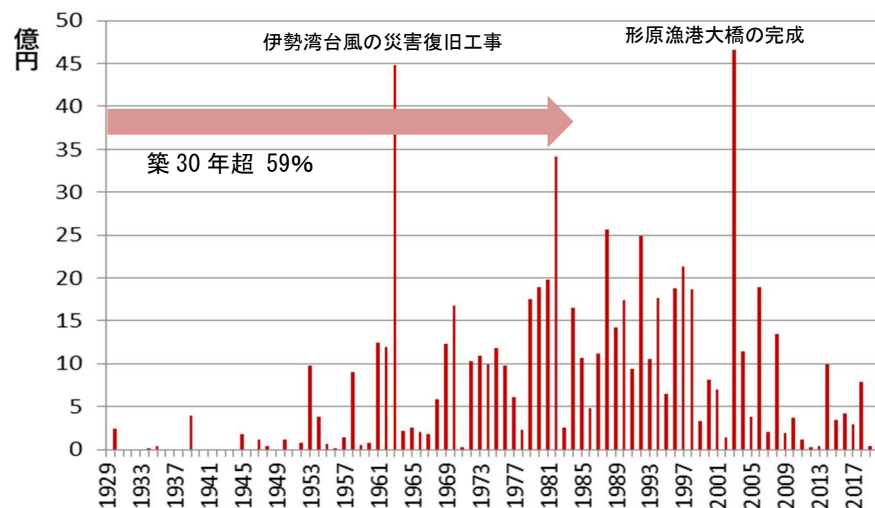
- 水産庁の手引きに基づき、県の「機能保全計画策定マニュアル【漁港版】」を 2008 年に策定し、水産庁の補助事業の対象となる施設は、2016 年度までに機能保全計画を全漁港で策定済みであり、また水産庁の補助事業の対象にならない施設は、2020 年度までに機能保全計画を全漁港で策定済み



3 国等の動き

- 国が「漁港漁場整備長期計画」(2012 年 3 月策定) で長寿命化対策を重点課題と定め、これに基づいて補助事業(機能保全事業)を積極的に推進している。

建設年度別 工作物・建物価額（再調達価額ベース）



4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に詳細な点検・診断を行う必要がある。 	
取組方針	断点等 点検・診	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している日常点検、定期点検（職員による陸上部の目視点検）を、引き続き確実に実施する。 ○ 機能保全計画策定時に水中部を含めた詳細な点検・診断を実施しており、今後は、定期的に詳細な点検・診断を行うサイクルを確立する。
	維持管理 修繕 更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能保全計画に基づいた計画的な維持修繕を行う。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、職員による巡視を実施しているが、施設の健全性が効率的に把握できるよう巡視基準の見直しを検討する。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要な漁港の防波堤や岸壁についての耐震、耐津波強化対策を行うとともに、津波が防波堤や岸壁を越えた場合に、全壊しにくくするための粘り強い構造への強化等を実施する。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検及び計画的な維持修繕により、施設の長寿命化を図る。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の統合・廃止の予定はないが、利用実態の把握に努め、有効利用を促進していく。
	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造物の新設とは異なり、技術集積が十分ではないことから、職員の管理技術の集積・研鑽に努める。 ○ 総合的な点検・巡視が可能な体制の構築に向けた検討を行う。

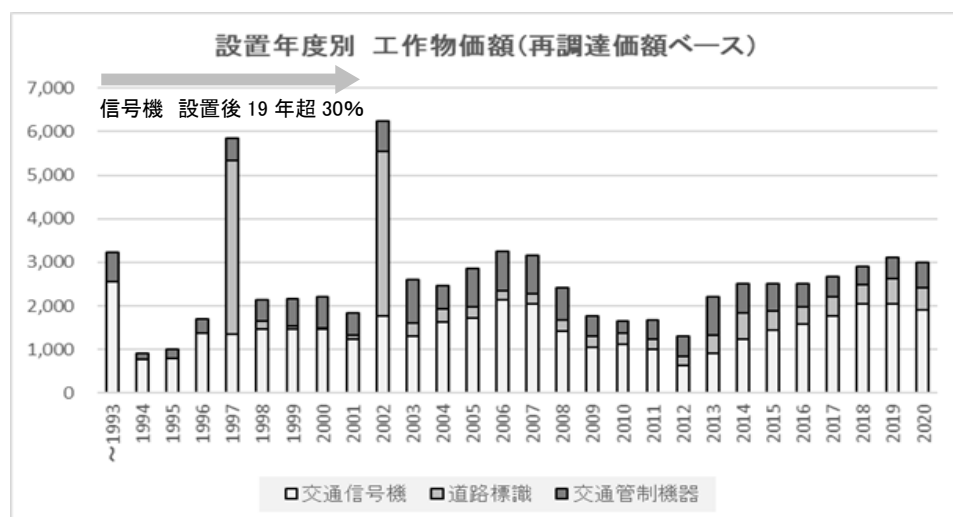
2-10 道路交通法上の工作物

(金額単位:百万円)

資産内訳	数量	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
交通信号機	13,245	基	41,333	25,954	15,379	62.8%	57.5%
道路標識	527,092	基	14,423	11,775	2,648	81.6%	20.1%
交通管制機器	13,106	基	16,128	10,847	5,281	67.3%	22.4%
計	—	—	71,884	48,576	23,308	67.6%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で 67.6%であり、道路標識の比率が高い。
- 信号機の約3割が設置後19年(更新年数)を経過しており、10年後も同程度の率で推移する。
- 工作物全体の老朽化が著しい。



※1997年及び2002年は設置年度が不明である道路標識の取得年次をこの年に設定したことによる突出

2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

- 信号機及び管制機器については、年間保守契約を締結している。大型標識は2年に1回、路側標識は3年に1回委託業者による点検を実施

(2) 道路交通法上の工作物将来計画の策定（個別施設計画）

- 2014年までに個別施設計画を策定済み

(3) その他

- 2012年度から標識の削減計画を策定し、継続して保有数の削減に取り組んでいる。

3 国等の動き

- 警察庁では、2014年度に「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、信号機に係る中長期的な取組みの方向性を明らかにした。

4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期点検は実施しているが、目視点検以外の内部検査（非破壊検査）を行う必要がある。 ○ 個別施設計画で策定した総量抑制を実施し、適切な時期の更新を進める必要がある。 ○ 長寿命化に対応する新素材、新技術の導入を進める必要がある。 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在は委託業者による点検及び警察官による点検等を実施しているが、それに加え、信号柱や大型標識については目視以外の内部点検（非破壊検査）を実施する。 ○ 点検・補修履歴の管理・蓄積したデータを施設の保全に活用する。
	維持管理 修繕 更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画で策定した総量抑制を実施し、適正な更新計画を推進する。 ○ 交通規制や標識設置基準の見直しにより不要となった標識の削減を計画的に実施しており、引き続き推進していく。
取組方針	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検により倒壊の危険が判明した標識については、早期の更新・撤去を行っており、引き続き安全確保に努める。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号柱及び道路標識について強度に問題ない柱を採用している。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての信号機について長寿命化かつ視認性の高いLED灯器に更新していく。 ○ 新素材・新技術の導入の導入による更なる長寿命化について検討していく。
取組方針	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制や標識設置基準の見直しにより不要となった道路標識の削減（抜柱）を推進するとともに、更新時における撤去やガードレール等への共架の検討を引き続き進める。 ○ 個別施設計画で策定した総量抑制を実施し、適正なストック量を確保する。 ○ 信号機設置の合理化を推進し、さらに必要性が低下した信号機の抽出・廃止検討を進める。
	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通法上の工作物将来計画を実現するための人員の確保及び育成を進める。

3-1 水道（企業庁）

（金額単位：百万円）

資産内訳	数量	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
建 物	1 1 浄水場、7 ポンプ場、2 2 調整池・広域調整池等の建物 (総延床面積 81,492.03 m ²)	23,209	14,175	9,734	59.3%	5.6%
構築物	1 1 浄水場、7 ポンプ場、2 2 調整池・広域調整池等の土木構築物及び管路約 790 km	298,414	169,131	129,283	56.7%	70.5%
設 備	1 1 浄水場、7 ポンプ場、2 2 調整池・広域調整池、1 0 4 供給点等の設備	101,244	71,966	29,278	71.1%	23.9%
計	—	423,567	255,272	168,295	60.3%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で 60.3% となっている。
- 約 4 割が築後 30 年を経過しており、10 年後には約 6 割まで増加する。

2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

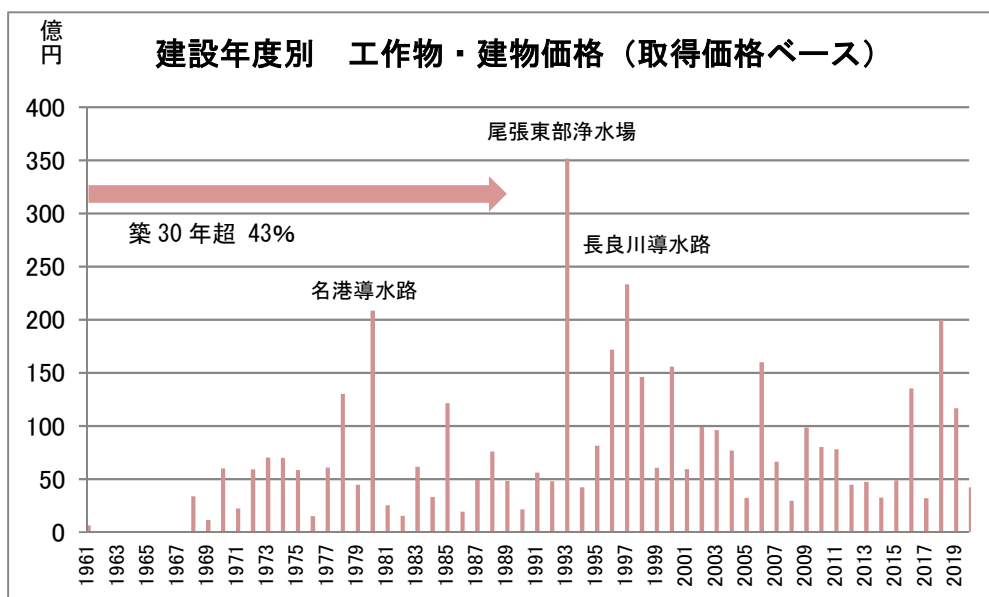
- 日常点検・定期点検から、計画的な設備修繕を実施
- 浄水場の土木構築物について、2009、2010 年度にコンクリートの劣化度調査を実施し健全性を確認

(2) 長寿命化計画等の策定

- 設備更新計画により 1990 年度以降、計画的な設備更新を実施
- 管路更新計画により 2012 年度以降、計画的な管路更新を実施
- 地震防災対策実施計画により 2003 年度以降、計画的な長寿命化・耐震化を実施
- 5 水道事務所等について耐震化を実施

3 国等の動き

- 厚生労働省が 2009 年 7 月に「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を策定
- 厚生労働省が「新水道ビジョン」（2013 年 3 月）において、アセットマネジメント（技術的機能を有し財源の裏付けのある更新計画の策定）を活用することにより、資産管理を適切に実施するよう、資産管理の取組事項、方策として提示



4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検や定期点検等により現状を把握しているが、引き続き、設備、施設の老朽劣化度を適切に把握するとともに、これに即した適切な更新時期の判定が必要である。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している法定点検や定期点検等を、今後も確実に実施する。 ○ 設備及び管路については、点検・修繕・故障等の履歴を蓄積・管理し、蓄積したデータを施設の保全に活用しており、今後も引き続き実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備及び管路については、計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、更新計画に基づき予防保全型の更新を実施しており、今後も引き続き、現行の対応を継続実施する。 ○ 土木構造物については、耐震補強工事の際に併せて長寿命化対策を実施しているが、予防保全型の更新は未実施であるため、今後、土木構造物の本格的な更新が必要となる時期までに更新計画を策定する。 ○ 水道事務所庁舎等については、個別に施設管理計画を策定し、長寿命化対策を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備及び管路については、点検・修繕・故障等の履歴を蓄積・管理し、蓄積したデータを施設の保全に活用しており、今後も引き続き実施する。【再掲】 ○ 土木構造物及び建物については、定期的な点検等により安全確保に努めるとともに、未利用施設の除却を進めており、今後も引き続き実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備及び管路については、更新に併せて耐震化を実施しており、今後も引き続き実施する。 ○ 土木構造物については、地震防災対策実施計画に基づき、計画的に耐震補強工事を実施しており、今後も引き続き実施する。 ○ 水道事務所庁舎等については、耐震補強を実施済みである。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備及び管路については、計画的な修繕による長寿命化を図っており、今後も引き続き実施する。 ○ 土木構造物については、耐震補強工事の際に併せて長寿命化対策を実施しており、今後も引き続き実施する。 ○ 水道事務所庁舎等については、適宜修繕を実施し長寿命化対策を実施しており、今後も引き続き実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の人口動態やエネルギー効率に配慮した施設配置及び施設統合等を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全庁的な推進会議に参加するなど他部局との情報交換・連携等を図り、施設管理者への支援強化に努める。 ○ 必要な財源及び人員の確保、職員の技術力の向上など必要な体制構築に努める。

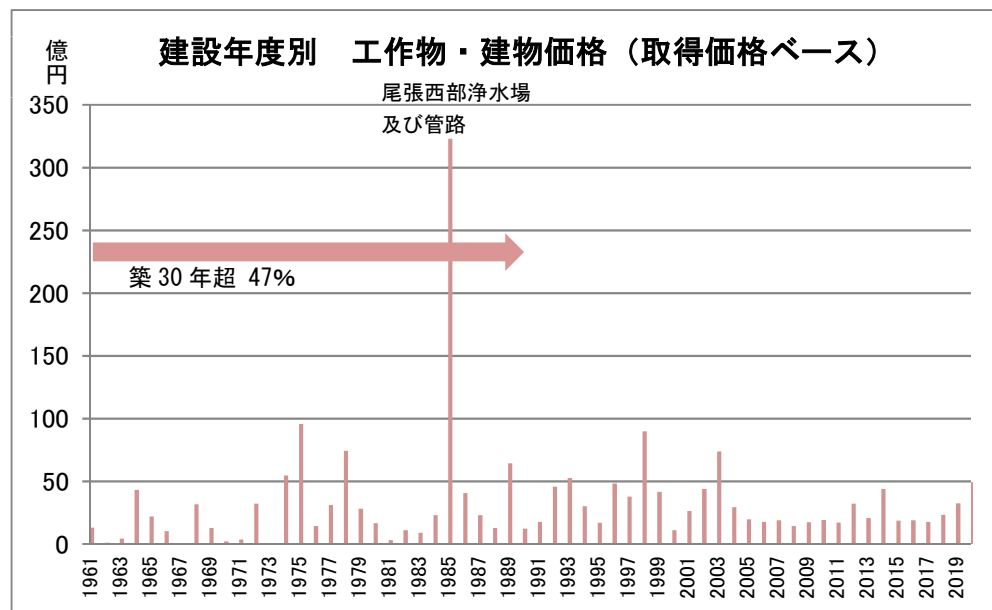
3-2 工業用水道（企業庁）

（金額単位：百万円）

資産内訳	数量	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の構成比
建 物	7 浄水場、5 ポンプ場、2 3 調整池等の建物 （総延床面積 39,604.99 m ² ）	5,029	3,090	1,939	61.4%	2.6%
構築物	7 浄水場、5 ポンプ場、1 2 調整池等の土木構造物及び管路約 809 km	160,479	108,362	52,117	67.5%	82.1%
設 備	7 浄水場、5 ポンプ場、1 2 調整池等の設備	29,841	19,790	10,051	66.3%	15.3%
計	—	195,349	131,242	64,107	67.2%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で 67.2% となっている。
- 約 5 割が築後 30 年を経過しており、10 年後には約 6 割まで増加する。



2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

- 日常点検・定期点検から、計画的な設備修繕を実施

(2) 長寿命化計画等の策定

- 1981 年度以降、工業用水事業ごとに設備更新を主体とした計画を策定し、更新を実施
- 地震防災対策実施計画により 2003 年度以降、計画的な耐震化を実施
- 管路更新計画により、愛知用水工業用水道事業は 2015 年以降、東三河工業用水道事業は 2021 年度以降、計画的な管路更新を実施
- 設備更新計画により 2018 年度以降、計画的な設備更新を実施

3 国等の動き

- 経済産業省が、2013 年 3 月に「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針」を策定。工業用水道における「施設更新」、「耐震対策」及び「アセットマネジメント」に関する方法論が示された。

4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検や定期点検等により現状を把握しているが、引き続き、設備、施設の老朽劣化度を適切に把握するとともに、これに即した適切な更新時期の判定が必要である。 ○ 管路の一部について更新計画を策定する必要がある。 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している法定点検や定期点検等を、今後も確実に実施する。 ○ 設備及び管路については、点検・修繕・故障等の履歴を蓄積・管理し、蓄積したデータを施設の保全に活用しており、今後も引き続き実施する。
	維持管理 修繕 更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備については、計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、更新計画に基づき予防保全型の更新を実施しており、今後も引き続き、現行の対応を継続実施する。 ○ 管路については、計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、更新計画に基づき予防保全型の更新を実施し、一部未策定となっている更新計画を策定する。 ○ 土木構造物については、耐震補強工事の際に併せて長寿命化対策を実施しているが、予防保全型の更新は未実施であるため、今後、土木構造物の本格的な更新が必要となる時期までに更新計画を策定する。 ○ 水道事務所庁舎等については、個別に施設管理計画を策定し、長寿命化対策を実施する。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備及び管路については、点検・修繕・故障等の履歴を蓄積・管理し、蓄積したデータを施設の保全に活用しており、今後も引き続き実施する。【再掲】 ○ 土木構造物及び建物については、定期的な点検等により安全確保に努めるとともに、未利用施設の除却を進めており、今後も引き続き実施する。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備及び管路については、更新に併せて耐震化を実施しており、今後も引き続き実施する。 ○ 土木構造物については、地震防災対策実施計画に基づき、計画的に耐震補強工事を実施しており、今後も引き続き実施する。 ○ 水道事務所庁舎等については、耐震補強を実施済みである。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備及び管路については、計画的な修繕による長寿命化を図っており、今後も引き続き実施する。 ○ 土木構造物については、耐震補強工事の際に併せて長寿命化対策を実施しており、今後も引き続き実施する。 ○ 水道事務所庁舎等については、適宜修繕を実施し長寿命化対策を実施しており、今後も引き続き実施する。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の需要やエネルギー効率に配慮した施設配置等を検討する。
	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全庁的な推進会議に参加するなど他部局との情報交換・連携等を図り、施設管理者への支援強化に努める。 ○ 必要な財源及び人員の確保、職員の技術力の向上など必要な体制構築に努める。

3-3 病院（病院事業庁）

（金額単位：百万円）

資産内訳	数量 (延床面積)	単位	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額 の構成比
がんセンター	72,956.46	m ²	30,251	22,084	8,167	73.0%	45.9%
愛知病院	22,713.45	m ²	11,116	8,688	2,428	78.2%	16.9%
精神医療センター	20,839.25	m ²	8,759	1,713	7,046	19.6%	13.3%
小児センター	27,437.02	m ²	15,834	8,861	6,973	56.0%	24.0%
計	143,946.18	m ²	65,960	41,346	24,614	62.7%	100.0%

1 現状（固定資産台帳分析結果）

- 減価償却率は平均で 62.7% となっている。
- がんセンターは平成の初めに大規模な改築を行っており、建物付帯設備の更新時期を迎えている。



2 これまでの取組

(1) 安全・安心の確保

- 精神医療センターは、2016 年度に全面改築工事を完了した。
- がんセンターの看護宿舎は、廃止を進めている。
- その他の施設は耐震化が完了している。

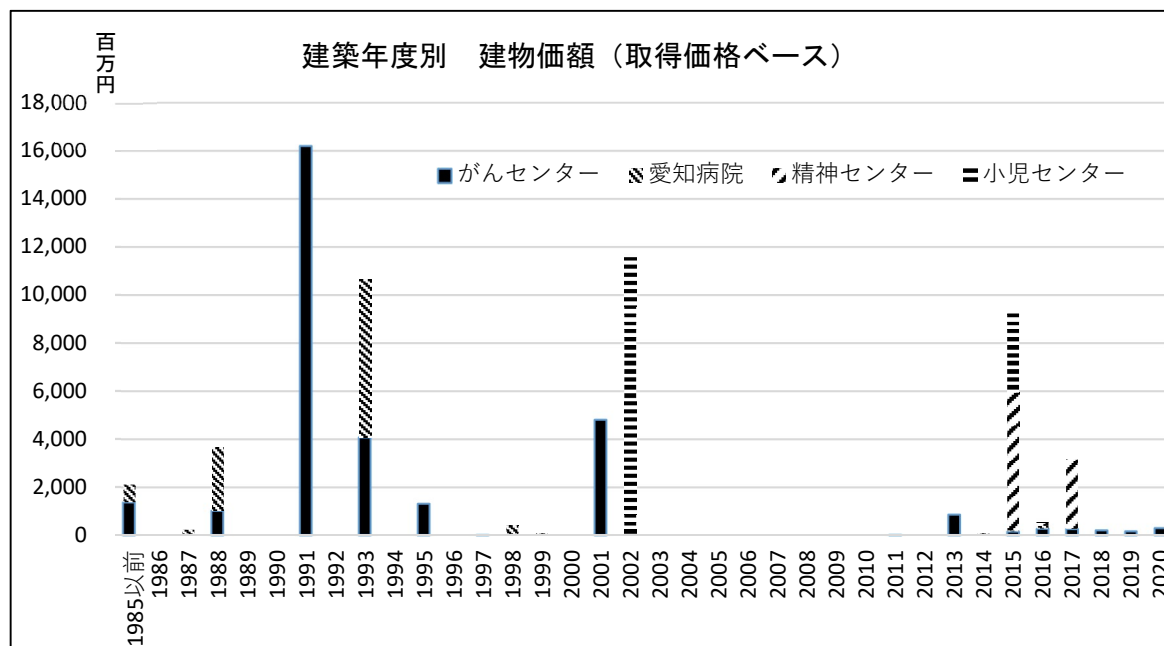
(2) 長寿命化計画等の策定

- 2020 年度に長寿命化計画（個別施設計画）を策定した。



3 国等の動き

- 総務省より、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が各自治体関係課あてに通知された。（2018 年 2 月）



4 課題認識及び取組方針

課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者の専門知識・技術の向上を図る必要がある。 ○ 設備等の計画的な保全・更新を実施する必要がある。 ○ 施設整備に必要な財源を確保する必要がある。 ○ すべての病院で法定点検は確実に実施しているが、法定点検以外の点検についても確実に実施するべきである。 	
取組方針	点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者向けの研修に参加するなど、専門知識・技術の向上を図る。 ○ 法定点検に加え、一部の病院では自主点検も実施しているが、今後、法定点検以外の点検の実施基準作りを推進する。 ○ 一部の病院では既に実施しているが、点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用することを推進する。
	維持管理 修繕 更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要設備等の計画的な保全を実施しており、今後も引き続き実施する。 ○ 各病院における更新等の優先順位を設定し、必要な財源を確保して実施する。
	安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種法令等に定められた基準に適合するよう、すべての病院の非構造部材等の安全性を確認し対策を推進する。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての病院について耐震診断を実施し、必要な耐震化を実施済みである。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画（個別施設計画）で策定した保全計画を着実に実施する。
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未利用地、未利用施設の利活用の調整を実施する。
	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全庁的な推進会議に参加するなど他部局との情報交換・連携等を図り、施設管理者への支援強化に努める。 ○ 施設管理業者との連絡体制の整備等、必要に応じて実施する。

(参考) 事業用資産に係る工作物の現状について

1-1 庁舎等

(金額単位:百万円)

資産内訳 (用途区分)	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比	主な工作物の種類
公共施設	66,774	26,310	40,464	39.4%	62.2%	舗床、排水設備、土留、浄化装置、雑工作物(プール、受変電設備等)
行政庁舎	15,632	12,048	3,583	77.1%	14.6%	通信装置、貯槽、舗床、排水施設、雑工作物(発電設備、受変電設備等)
警察・消防	11,955	9,075	2,880	75.9%	11.1%	通信装置、無電塔、土留、舗床、雑工作物(受変電設備、街頭防犯カメラ等)
試験研究機関	6,482	4,952	1,529	76.4%	6.0%	池井、排水設備、浄化装置、貯槽、雑工作物(発電設備、海水取水装置等)
行政公舎	241	182	59	75.7%	0.2%	浄化装置、舗床、給水設備、困障、貯槽
その他	6,265	5,440	825	86.8%	5.8%	土留、舗床、照明装置、冷暖房装置、雑工作物(受変電設備等)
計	107,348	58,009	49,340	54.0%	100.0%	—

1-2 学校

(金額単位:百万円)

資産内訳	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比	主な工作物の種類
学校	42,509	35,979	6,530	84.6%	—	排水設備、給水設備、舗床、貯槽、雑工作物(プール、受変電設備等)

1-3 県営住宅

(金額単位:百万円)

資産内訳	再調達価額	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却率	再調達価額の 構成比	主な工作物の種類
県営住宅	31,547	23,706	7,841	75.1%	—	土留、排水設備、給水設備、舗床、照明装置、困障

行財政改革の取組状況について

本県では、累次の行革大綱のもとで積極的に行財政改革に取り組んでおり、2014年12月に策定した「しなやか県庁創造プラン（2015～2019年度）」では、民間活力の活用や人材、資産、財源等の県の持つ経営資源を最大限活用する取組を進めてきました。

こうした中で、県政を取り巻く環境変化に、これまで以上に迅速・的確に対応し、県民サービスの向上を図るためには、限られた経営資源を一層効率的・効果的に活用していく必要があることから、2019年12月に「あいち行革プラン2020」を策定し、「スピーディーでしなやかな県庁」を目指す取組を進めています。

第三次行革大綱（1999年度）以降の主な実績

	1999～2004年度 (第三次・改訂第三次行革大綱)	2005～2009年度 (あいち行革大綱2005)	2010～2014年度 (第五次行革大綱)	2015～2019年度 (しなやか県庁創造プラン)	2020～2024年度 (あいち行革プラン2020)	1999～2021年度累計
職員定数 (知事部局等と教育事務部門)	1,584人削減	1,331人削減	510人削減	9人増加 (病院事業庁除き増減△19人)	増減なし(注1)	3,416人削減 1998.4.1現在:14,756人 →2021.4.1現在:11,258人(△3,498人(注2))
公の施設	45施設廃止等	23施設廃止等	25施設廃止等	11施設廃止等	2施設廃止等	106施設廃止等 1998.4.1現在:153施設 →2021.4.1現在:64施設(新設等17施設)
県関係団体	16団体削減	1団体削減	1団体削減	1団体削減	1団体削減	20団体削減 1998.4.1現在:37団体 →2021.4.1現在:17団体
行革効果額	3,524億円	1,273億円	1,279億円	182億円	78億円	6,336億円

(注1) 新型コロナウイルス感染症対策、児童相談センターの体制強化、市町村技術支援・被災地中長期派遣体制の強化、病院事業庁、アジア競技大会関係の増減を除く差引増減数

(注2) 定数条例の改正数。大学法人など外部移管等による減分を含む。

主な廃止施設（民営化、地元移管等を含む。）

ふれあい広場（13施設）、老人休養ホーム永和荘、湯谷老人福祉館、勤労福祉会館等（11施設）、三河湖公園施設、遠望峰山公園施設、中小企業センター、産業貿易館、和紙のふるさと、高等技術専門校（4施設）、岡崎総合運動場、スポーツ会館 等

<参考>

公の施設の整備・運営に係るPFI手法の主な導入実績（運営開始）

- ・浄水場排水処理施設・・・・・・・・・・（2006年度～）
- ・森林公園ゴルフ場・・・・・・・・・・（2007年度～）
- ・産業労働センター・・・・・・・・・・（2009年度～）
- ・豊川浄化センター汚泥処理施設等・・（2016年度～）
- ・国際展示場・・・・・・・・・・（2019年度～）

県有施設利活用・保守管理プログラムの取組について

1 プログラム策定の背景・経緯

老朽化しつつある施設の整備・更新等が今後一層大きな課題になると見込まれること、累次の行革による組織のスリム化で低利用・未利用スペースが生じてきたことなどを背景として、第五次行革大綱（2010年2月策定）に「県有施設を戦略的に利用・管理・保全する仕組みの構築」を位置付け、施設の総量縮小及び効果的・効率的な利活用・保守管理を推進するための「県有施設利活用・保守管理プログラム」を2011年度から3次にわたり策定しました。

年 月	取 組 の 経 緯
2010年2月	第五次行革大綱に「県有施設を戦略的に利用・管理・保全する仕組みの構築」を位置付け
2010年4月	庁内の行政改革推進本部幹事会に作業部会を設置
2010年5月	知事部局等所管施設を対象に現況調査（対象施設：指定管理者制度を導入している公の施設や観測所、無線中継基地等の無人施設を除く庁舎等（146施設、約1,400棟））
2010年9月	施設管理の仕組みの改善点を具体的事例に即して整理するため、原則市町村単位で複数の施設を抽出し、近隣施設相互の利用調整などについて検討着手
2011年12月	「行革大綱に係る重点改革プログラム」公表。重点改革項目として「効果的・効率的な庁舎等の利用・管理（ファシリティマネジメントの導入）」を位置付け
2012年2月	「県有施設利活用・保守管理プログラム」（第1次分）策定
2013年2月	「県有施設利活用・保守管理プログラム」（第2次分）策定
2014年3月	「県有施設利活用・保守管理プログラム」（第3次分）策定

2 プログラムの内容及び策定状況

(1) 内容

個別の県有施設について、全庁的な視点から次の事項を取りまとめるもの

- ・中長期的な施設の利活用の方向性（維持する施設、利用調整のうえ売却する施設など）
- ・利活用・管理の最適化に向けた対応策（施設の集約など）

(2) 策定状況

	第1次分	第2次分	第3次分	計
対象施設数	16	16	2	34
（うち、引き続き活用）	9	9	1	19
（うち、廃止）	7	7	1	15
財政上の効果額（※）	16.8億円	6.4億円	2.2億円	8.3億円

※ 現在の施設を現状のまま15年度間維持する場合とプログラムを実行した場合の経費の差額に財産収入を加算して算出。



3 プログラムによる集約化の手法及び効果


















	手 法	効 果
①	近隣施設相互の移転・集約	○施設の総量縮小による将来的な維持管理・保守経費の縮減 ○廃止した施設の跡地の有効活用
②	施設内の建物（棟）の集約	○施設内建物（棟）の総量縮小による将来的な維持管理・保守経費の縮減 ○集約により生み出した敷地の有効活用
③	県と市の庁舎の共同利用（ワンフロア化）	○県・市相互の施設の総量縮小 ○住民の利便性の向上、県・市の連携強化による住民サービスの向上
④	借り上げ施設（市町村施設）への移転	○施設の総量縮小による将来的な保守経費の縮減（保有から賃貸へ） ○廃止した施設の跡地の有効活用

4 プログラム策定施設一覧



第1次分(2012年2月公表)

所在市町村	庁舎等名称 (ゴシック体は引き続き活用するもの)	利活用の方向性	効果額 (百万円)
名古屋市 昭和区内	名古屋南部県税事務所高辻庁舎 愛知県高辻センター	 処分  集約・有効活用	+336
稲沢市内	一宮保健所稲沢保健分室 尾張農林水産事務所農業改良普及課稲沢駐在室 一宮建設事務所稲沢倉庫	 集約・有効活用  処分  処分	+144
安城市内	安城県税センター 衣浦東部保健所安城保健分室 農業総合試験場安城農業技術センター	 処分  集約・有効活用  建物集約・敷地有効活用	+423
豊田市内	豊田加茂福祉相談センター (借上げ施設)	 敷地有効活用  借上げ施設を使用	+508
田原市内	豊川保健所田原保健分室 (借上げ施設) 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課	 処分  借上げ施設を使用  有効活用(市機関を受入)	+212
蒲郡市内	豊川保健所蒲郡保健分室 三河港務所蒲郡出張所	 集約・有効活用  港湾管理用地として活用	+44
半田市内	知多総合庁舎 半田保健所 知多福祉相談センター	 相互利用推進  相互利用推進  相互利用推進	+15

第2次分(2013年2月公表)

所在市町村	庁舎等名称 (ゴシック体は引き続き活用するもの)	利活用の方向性	効果額 (百万円)
県庁周辺	三の丸庁舎	 集約・有効活用	+5,526
	白壁庁舎	 集約・有効活用	
	東大手庁舎	 集約・有効活用	
	元河川工事事務所	 集約・有効活用	
	産業貿易館(西館)	 敷地有効活用	
	産業貿易館(本館)	 敷地有効活用	
西尾市内	西尾保健所	 集約・有効活用	+163
	西尾総合事務所	 集約・有効活用	
	西三河建設事務所西尾支所	 処分	
豊田市内	足助総合庁舎	 処分	+185
	豊田加茂建設事務所足助支所	 集約・有効活用	
設楽町内	新城保健所設楽保健分室	 敷地有効活用	+148
	新城設楽建設事務所設楽支所	 集約・有効活用	
豊橋市内	環境調査センター東三河支所	 有効活用(一部使用許可)	+182
	愛知水と緑の公社貸付財産(岡崎市内) (元西三河消費生活センター)	 処分	
	東三河建設事務所道路維持補修基地 (元建設技術研究所三河分場)	 処分  他の県有地を有効活用	+188

第3次分(2014年3月公表)

所在地域	庁舎等名称 (ゴシック体は引き続き活用するもの)	利活用の方向性	効果額 ^(注) (百万円)
海部管内	海部総合庁舎(津島市内)	 集約・有効活用	+221
	農業総合試験場園芸研究部特産野菜研究室(弥富市内)	 敷地有効活用	

(注) 効果額の試算に当たっては、土地利用規制等により敷地の売却が困難と認められるため、売却収入を加味していない。

県有施設利活用最適化推進会議設置要綱

(目的)

第1条 県有施設の利活用最適化を図り、さらなる行財政改革を推進するため、庁内検討組織として県有施設利活用最適化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を検討し、推進する。

- (1) 県有施設長寿命化推進に係る事業の実施に関すること。
- (2) 個別施設計画の策定に関すること。
- (3) その他県有施設の利活用最適化に関すること。

(構成及び構成員)

第3条 推進会議は、リーダー、副リーダー及び構成員をもって構成する。

- 2 リーダーは総務局長をもって充て、副リーダーは総務局総務部長及び総務局財務部長をもって充てる。
- 3 構成員は別表第1に定める職員とする。

(リーダー及び副リーダーの職務)

第4条 リーダーは、推進会議を代表し、会議を招集する。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の者を推進会議の会議に出席させることができる。
- 3 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

(部会及びコアチーム)

第5条 推進会議の議事に係る諸課題を整理検討させるため、別表第2に定める部会を置く。

- 2 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。
- 3 部会に、必要な作業をさせるため、コアチームを置くことができる。
- 4 コアチームは、部会長の指示のもと必要な作業を行う。
- 5 コアチームの構成員及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は別表第3に定める課により構成し、事務局長は財産管理課長をもって充てる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第3項関係)

推進会議 構成員	政策企画局秘書課長 総務局総務部総務課長 総務局財務部財政課長 総務局財務部財産管理課長 人事局人事課長 防災安全局防災部防災危機管理課長 県民文化局県民生活部県民総務課長 環境局環境政策部環境政策課長 福祉局福祉部福祉総務課長 保健医療局健康医務部医療計画課長 経済産業局産業部産業政策課長 労働局労働福祉課長 観光コンベンション局観光振興課長 農業水産局農政部農政課長 農林基盤局農地部農林総務課長 建設局土木部建設総務課長 建設局土木部建設企画課長 都市・交通局都市基盤部都市総務課長 建築局公共建築部住宅計画課長 建築局公共建築部公営住宅課長 建築局公共建築部公共建築課長 スポーツ局スポーツ振興課長 会計局管理課長 企業庁管理部経営管理課長 病院事業庁管理課長 議会事務局総務課長 教育委員会事務局管理部総務課長 教育委員会事務局管理部財務施設課長 警察本部総務部施設課長
-------------	---

別表第2 (第5条第1項関係)

部 会	構 成
庁舎部会	部 会 長：財産管理課長 事 務 局：財産管理課、公共建築課 構 成 員：各主管課及び主な施設主務課
学校部会	部 会 長：財務施設課長 事 務 局：財務施設課、財産管理課 構 成 員：財務施設課、財産管理課、公共建築課
インフラ部会	部 会 長：建設企画課長 事 務 局：建設企画課、財産管理課 構 成 員：各インフラ所管課
県営住宅部会	部 会 長：公営住宅課長 事 務 局：公営住宅課、県営住宅管理室、財産管理課 構 成 員：住宅計画課、公営住宅課、県営住宅管理室、 財産管理課

(部会構成員は、原則として各課室の施設担当グループ班長をもって充てる。)

別表第3 (第6条関係)

推進会議事務局	総務局総務部総務課、総務局財務部財政課、 総務局財務部財産管理課
---------	-------------------------------------